

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、廃棄物処理施設の位置、構造又は規模の変更に関して、条例に基づく紛争の予防、調整等のための手続（以下「条例手続」という。）の対象とならない軽微な変更の範囲の明確化その他の見直しをした上で、条例手続による紛争の予防、調整等を引き続き行うための所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 中間処理施設及び最終処分場の処理能力又は積替え保管施設の積替えのための保管上限の増大を伴う変更について、条例手続の対象から除く軽微な変更を明確にする。
- (2) 知事が行う合意形成結果に係る判断結果及び意見調整結果の周知並びに事業者の行う事業計画廃止の広告の期間を7日間とする。
- (3) 知事に対する処理状況報告の回数を年1回（現行 年4回）とする。
- (4) 事業者において作成する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況の前年度の記録に関し、関係住民への閲覧に供する期間を3年間とするとともに、その作成に関し必要な事項を定める。
- (5) 条例手続の対象となる移動式処理施設は、次に掲げるものとする。
  - ア 特定の不動産に固定して使用するもの
  - イ 特定の不動産に固定しないで使用するものであって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア) 建設工場の現場その他の一時的に廃棄物を排出する作業を行う場所に60日以上継続して設置されるもの
    - (イ) 特定の場所（(ア)の場所を除く。）において1年のうち合計60日以上設置されるもの
- (6) 書類提出部数を正副3通（現行 正副4通）とする。
- (7) その他所要の規定の整備を行う。
- (8) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする(7)の一部を除き、平成20年1月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。